平成２６年（フ）第１０７号
北海道旭川市春光６条２丁目11番11号
破産者　田口　智晴
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７２号
静岡県沼津市大手町３丁目９番21―1205号　ウィステリア大手町
破産者　服部　隆利
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
静岡県駿東郡清水町徳倉1666―５　リヴェール166、住民票上の住所静岡県駿東郡清水町徳倉878番地の１　下山正己方
破産者　芦川　政義
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
静岡県袋井市小山1587番地の１
破産者　二橋　元巳
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
広島市中区富士見町13番12―301号
破産者　土居　辰彦
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３号
佐賀県唐津市鏡2514―７―２号室、住民票上の住所佐賀県唐津市相知町佐里1069番地１
破産者　青木　明美
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１７３号
福岡県筑紫郡那珂川町中原四丁目35番地　Ｃｉｅｌｉｚ403号
破産者　廣松　秀之
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
仙台市泉区鶴が丘２丁目10番地の11
破産者　位田　眞吾
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
札幌市北区新琴似９条13丁目10番３号　メゾンリラ105号
破産者　村上　則子
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２号
群馬県安中市磯部２丁目12番７号
破産者　竹本　俊夫
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３２号
群馬県高崎市福島町933番地２　中泉住宅
破産者　小暮　敏行
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４９号
群馬県高崎市金古町1456番地８
破産者　河井　孝夫
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５０号
群馬県高崎市金古町1456番地８
破産者　河井美知代
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５７号
群馬県藤岡市藤岡1304番地５　レガーロＣ棟
破産者　田村　　信
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３６号
静岡市清水区蒲原４丁目15番29号
破産者　戸塚　晴久
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２号
静岡市葵区北安東１丁目37番６号　コーポ奥田101、旧住所静岡市葵区両替町２丁目５番地の17
破産者　石川　　勇
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７４号
静岡県藤枝市南駿河台２丁目６番９号　ニューリバティ青島201号
破産者　永井　充也
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６８号
名古屋市中村区東宿町３丁目56番地　フラワーマンション２Ｂ号、従前の住所岐阜県羽島市桑原町午南965番地６
破産者　中村　康人
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７３号
愛知県春日井市味美白山町１丁目６番地２、従前の住所愛知県春日井市美濃町３丁目20番地17
破産者　福元　　豊
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部